

安全・安心の医療・介護の実現と夜勤の改善を求める意見書

厚生労働省は、夜勤交代制労働の負担軽減など勤務環境整備を求める通知を出し、平成26年の医療法の改正では、勤務環境改善の努力義務が規定され、都道府県に勤務環境改善支援センターを設置し、各医療機関の取り組みを支援することを求めている。

しかし、国民のいのちと暮らしを守る医療・介護現場は深刻な人手不足となっている。そのため、勤務実態は依然として厳しくなっており、安全・安心の医療・介護を実現するためにも医師・看護師・介護職員の増員や夜勤改善を含む勤務環境の改善は喫緊の課題となっている。

よって、質の高い医療・介護サービスを安定的に提供できる体制を実現するため、医師・看護師・介護職員の増員・夜勤改善を図る対策を講じられるよう国に要望する。

- 1 医師・看護師・介護職員などの夜勤を改善すること。
 - ① 1日8時間以内を基本に、労働時間の上限規制や勤務間インターバル確保、夜勤回数の制限など、勤務環境改善のための規制を設けること。
 - ② 介護施設などにおける1人夜勤を早期に解消すること。
- 2 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・介護職員を増員すること。
- 3 安定的な財源を確保した上で、安全・安心の医療・介護を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月18日

砺波市議会議長 川岸 勇

提出先

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿
総務大臣 石田 真敏 殿
財務大臣 麻生 太郎 殿
厚生労働大臣 根本 匠 殿